

「企業短期経済観測調査」の見直し案について

はじめに

日本銀行調査統計局¹では、昨年(99年)3月、「企業短期経済観測調査」²の大幅見直し(「全国短観」のメイン化、統計精度の向上、公表方式の変更等)を行いました。その後の産業構造の変化や企業会計制度の変更等を適切に反映させるとともに、統計精度をさらに高めることを念頭において、次回の「全国短観」の標本(調査対象企業)見直しのタイミング(2003年度中)を捉え、調査の枠組み等を含め幅広い観点から短観調査を見直す方向で検討を進めています。

「短観調査」には、全国の企業約9,000社を調査対象とする「全国短観」と、主要企業約700社を調査対象とする「主要短観」があります。このうち、「全国短観」は、総務庁「事業所・企業統計調査」を母集団とする標本調査で、「事業所・企業統計調査」の改訂に合わせ、5年毎に標本(調査対象企業)を見直すことにしています。次回の標本見直しは2003年度中に実施する予定です。

当局では、公表統計を大幅に見直す場合には、事前に見直しの概要を公表するとともに、広くパブリック・コメントを求め、統計の見直しに専門家、計数報告者の方々のご意見やユーザーニーズ等を取り入れるようにしています³が、このほど、短観調査見直し案が固まりましたので、その概要をお示しすると

¹ 以下、「当局」と略します。

² 以下、「短観調査」と略します。

³ 資金循環統計については、「資金循環統計の見直しについて」(日本銀行調査月報97年3月号掲載)において見直しの概要を公表するとともに、パブリック・コメントを募集し、「資金循環統計見直し案に対するコメントへの回答 資金循環統計見直しの最終案」(同98年9月号掲載)において、その結果を踏まえて最終見直し案を公表しています。

卸売物価指数および製造業部門別投入・産出物価指数についても、「卸売物価指数の現状と見直し案について」(同99年4月号掲載)の中で、現在の統計が抱える問題点と、それを踏まえた見直し案を公表するとともに、パブリック・コメントを募集しました。寄せられたコメントの概要と、それを踏まえた対応方針については、「卸売物価指数の見直しに関

もに、読者の皆様よりご意見・ご提案をお聞かせ頂きたいと思えます。

誠に勝手ながら、本稿に関するご意見・ご提案を、来年1月末までに下記までお送り頂きたいと思えます。私どもでは、頂いたご意見・ご提案を踏まえて、短観調査見直しの最終案を再度検討したいと考えております。主なご意見・ご提案については、来春公表予定の短観調査の最終見直し案の中で、私どものコメントを付してご紹介させて頂く予定ですが、匿名をご希望の方は、その旨お書き添えのうえ、ご意見・ご提案をお寄せ頂ければ幸甚です。

なお、本見直し案につきましては、パブリック・コメントの内容のほか、システム開発面のフィージビリティ等を踏まえて確定していく予定にある点、念のため申し添えます。

日本銀行調査統計局経済統計課企業統計グループ

1．郵送：〒103 - 8660 東京都中央区日本橋本石町2 - 1 - 1

2．電子メール：post.rsd5@boj.or.jp

1． 短観調査見直しに向けての基本的な考え方

短観調査の見直しに当たっては、短観調査の目的が「国内景気の実態把握」であることを明確にした上で、昨年8月に公表した「調査統計局における統計整備に対する基本的な考え方」⁴を念頭において、「正確・的確な統計の提供」、「ユーザーの利便性向上」、「収集・作成事務の合理化・効率化」、「報告者負担の軽減」といった基本理念に照らして、検討を進めています。

一般的に、統計の整備・見直しの際には、「金融経済実態を正確・的確に反映した統計の提供」や「ユーザーの利便性向上」に力点を置くと、「報告者負担の軽減」や「統計作成の合理化、効率化」といった基本理念に相反するケースも出てきますが、今回の短観調査の見直しにおいては、他の景気関連統計調査と

する日本銀行の今後の取り組み方針」(同99年11月号掲載)において公表しています。

⁴ 詳細については、「調査統計局における統計整備に対する基本的な考え方とこれまでの取り組み」(日本銀行調査月報99年8月号掲載)をご参照下さい。

の重複が指摘されている⁵なかで、こうした相反する要請にどのように応えていくべきか意識しながら、見直し案の作成に取り組んでいます。

こうした観点から、短観調査の目的に照らして、他の統計に委ねることが可能な調査項目（海外生産高、海外設備投資額）は廃止する、中小企業金融公庫や国民生活金融公庫等による既存統計との重複を招かないように、調査対象を零細企業まで拡大しない、金融機関について、一部の業態を悉皆調査から標本調査に切り替えることにより、調査先数を必要最小限に止めるなど、「他統計との重複」、「報告者負担の軽減」を意識して見直しの方針を決めた案件も少なくありません。

なお、景気関連統計調査の重複問題については、統計審議会において検討が進められており、当局もその議論に参加していますが、報告者負担が大きいことを考えると、短観調査を含めすべての景気関連統計調査について、統計の必要性、正確性・的確性、速報性、透明性などについて、政策当局を含めたユーザーの評価に耐えられる信頼度が確保されているか否かを再点検する必要があると考えています。

（連結財務諸表重視の中での単体ベース調査の継続）

今回の短観調査の見直しにおいては、我が国の企業会計制度が連結決算重視の方向に変化する中で、今後、短観調査を連結ベースに切り替えるべきか否かが1つの論点でしたが、現在のところ、調査対象企業には引き続き単体ベースでの回答を依頼し、連結ベースでの調査は行わない方針です。その主な理由は、以下のとおりです。

短観調査の目的は「国内景気の実態把握」であり、海外子会社・関連会社が含まれる連結ベースの統計に切り替えた場合、国内景気の正確な実態把握が難しくなること。

⁵（社）経済団体連合会がまとめた「ペーパーワーク負担の実態と改善方策に関する調査報告」（2000年4月18日）の中で、重複感のある景気関連統計調査として、経済企画庁「法人企業動向調査」、大蔵省「大蔵省景気予測調査」「法人企業統計調査」、通商産業省「産業経済動向調査」「通商産業省設備投資調査」、日本銀行「企業短期経済観測調査」が指摘されています。

上記の問題解決のためには、報告者に対して、四半期毎に、国内・海外部門別計数(連結ベースのセグメント情報)の事業計画について、回答を求める必要があるが、このような回答を求めることは、報告者負担からみて過大であると判断されること。

他機関において、連結(国内)ベースの母集団統計を作成する計画は今のところなく、連結(国内)ベースの標本設計が不可能であること。

連結ベースの統計では、現行の短観調査のような形で業種区分や規模区分を設けることは難しく、肌目細かい分析ニーズに応えられないこと。

2. 短観調査見直し案のポイント

短観調査見直し案のポイントは以下のとおりですが、全体像については、(別紙)に箇条書き形式でまとめてありますので、併せてご覧下さい。

(1) 短観調査の枠組みに関する見直し

次回の短観調査見直しにおいては、基本的な調査の枠組みは維持することとしますが、産業構造の変化を的確に捉えていくことを念頭に、以下のように見直す方針です。

イ)「全国短観」への一本化(「主要短観」の廃止)

「主要短観」は、調査対象を「原則として、資本金10億円以上の上場企業のうち各業種の動向を概ね反映する」主要企業に固定し、その回答結果を単純に集計するアンケート調査ですが、年を経るにつれ、経済実態と乖離していく可能性があったことから、前回(99年3月)の見直し以降は、「全国短観」を中心に位置付け、「主要短観」は参考指標とするように取り扱っています。

こうした中、ユーザーの間に「全国・大企業」を重視する見方がかなり浸透してきたことから、「主要短観」については、次回の短観調査の見直し(2003年度中)のタイミングで廃止する方針です。

ロ). 調査対象業種の見直し、拡充

(業種分類の見直し)

短観調査の業種分類の基本となっている「日本標準産業分類」については、現在、統計審議会において見直し作業が行われていますが、次回の短観調査見直しでは、当該見直し結果やユーザーニーズを踏まえて、業種分類を最終的に決定することとします。

現在のところ、当局としては、次回の短観調査見直しにおいて、業種分類として「情報通信業」を新設する方針です。「情報通信業」は、現行短観調査の「通信業」と「サービス業の中に含まれる情報業⁶」を併せた業種とし、内訳として、「情報業」および「通信業」も設けることとします。

また、現状、多様な業種を含んでいる「サービス業」については、ユーザーの利便性を考慮して、内訳として「対個人サービス」、「対事業所サービス」という分類を新設する方針です。

なお、持株会社が調査対象先となった場合には、業種分類は引続き傘下の子会社全体を通じた「主たる事業分野」で行います。

(調査対象業種の追加)

現行短観調査では、営利性があまりみられず、景気変動とは関連の薄い要因で業況が変化する傾向が強い業種については、非対象業種と位置付け、母集団から除外しています（現行短観調査の非対象業種は、図表1をご覧ください）。

これらの非対象業種についても、最近の実態を踏まえ、営利性の強さ、業況変化と景気変動との関連の2つの観点から、次回の短観調査見直しのタイミングで対象業種に含めるか否かを改めて検討することとします。現在のところ、次回の短観調査見直しにおいて、福祉、教育関連等の業種の一部（「老人福祉事業」、「個人教授所」、「専修学校、各種学校」、「産業廃棄物処理

⁶ 具体的には、現行のサービス業の中に含まれる「情報サービス・調査業」、「放送業」等を「情報業」とする方針です。

業」⁷等)を「サービス業」の中に新たに含める方針です。

(金融機関の取扱いの見直し)

現行の短観調査では、金融機関については、「主要短観」を補完するために、銀行(139社<「都市銀行」⁷、「長期信用銀行」⁸、「信託銀行」⁸、「地方銀行」⁷、「第二地方銀行協会加盟銀行」⁷に対して悉皆調査>)および主要な証券会社(20社)、保険会社(25社)を対象に、設備投資額(毎調査回)および機械化投資額(6、12月調査のみ)を調査しています。

金融機関については、次回の短観調査の見直しを機に、調査対象範囲や調査項目を拡充し、「全国短観」を補完⁹する標本調査と位置付ける方針です。

具体的には、調査対象範囲を現行の「銀行」⁷、「証券会社」⁷、「保険会社」⁷に加え、「信用金庫」⁷、「系統金融機関等」⁷、「貸金業・投資業等非預金信用機関」⁷まで拡充します。これらの業態に属する金融機関を母集団として、「都銀」⁷、「長信銀」⁷、「信託」⁷については、引続き悉皆調査とする一方、それ以外の業態については、総資産を基準に調査対象企業を「層化抽出」¹⁰する標本調査とする方針です。調査項目については、後述のとおり、従来の設備投資関連のほか、業況判断、雇用関連を追加することとします。

上記の変更により、現在、悉皆調査としている「地方銀行」および「地方銀行」⁷については、調査先を減らすことが可能となり、報告者負担の軽減に繋がるものと考えています。

現行短観調査では、金融機関については、単純集計による前年比および前回調査比修正率のみを公表していますが、次回の短観調査の見直しにおいては、他の業種と同様、母集団推計値を算出

⁷ いずれも、「日本標準産業分類」の小分類です。

⁸ 93/10月以降に業務を開始した信託銀行および外銀信託を除きます。

⁹ 金融機関については、サンプリング方法、調査項目が異なることから、他の業種とは別建ての調査と位置付けることとしますが、金融機関の母集団推計値(=<単純集計値÷回答社数>×母集団企業数)を算出し、他の業種と合算することにより、金融機関を含むベースの設備投資や雇用者数等を把握することが可能になります。

¹⁰ 母集団が同質でない時に、似通ったもの同士を「層」と呼ばれるグループに適宜分割し、各層に応じて標本を抽出する方法を「層化抽出」(あるいは「層別抽出」と言います。

し、実額（母集団推計値）、前年比、前回調査比修正率を公表する方針です。

ハ) 本店による「地域別動向」(地域別集計値)の公表取止め

現在、本店(当局)および各支店において、地域別集計値を公表していますが、統計学的には、いずれも地域別の産業構造を正確に反映したものとは言えません。

現在、本店が公表している「全国短観」の「地域別動向」(地域別集計値)については、業種および規模という切り口から全国ベースで抽出した標本(調査対象企業)を地域別に合算したものにすぎないことから、私どもでは「参考」と位置付けていますが、地域別集計値が抱えるこうした統計学的な限界に鑑み、次回の短観調査見直しを機に、本店による「地域別動向」(地域別集計値)の公表を取止める方針です。

一方、支店においては、各地域のニーズが強いことから、今後とも、地域別集計値を取りまとめ、公表を続けることを考えています。支店が公表する地域別集計値については、全国ベースの集計には含まれない出先事業所等を加えて集計するなど、管内の経済動向を反映するように工夫がされています。しかし、統計学上の観点から、厳密な意味で地域の産業構造を的確に反映したものではありませんので、各店が公表するDIや計数の水準同士を比較することは、適当ではありません。地域別の集計値をご利用の際には、こうした限界をご理解頂いたうえ、あくまで当該地域の経済動向を把握するための一つの参考材料としてみて頂くようお願いしたいと思います。

(2) 標本設計に関する見直し

イ) 母集団の規模区分基準の見直し

現行の「全国短観」においては、「層化抽出」によって標本企業を抽出する際、「常用雇用者数」を基準として、大企業、中堅企業、中小企業の区分を行っ

ています¹¹。現時点では、こうした標本設計に格別問題は生じていないと判断していますが、今後、持株会社やインターネット関連企業のように、「雇用者数は少ないが、資本金は大きい企業」が多数登場するようになれば、現行の「常用雇用者数」基準で区分することが実態と合わなくなる可能性も出てくると思われます。

こうした状況を踏まえると、規模区分の基準については、次回の短観調査の見直しを機に、「資本金」基準に移行することが適当であると考えています。今後、統計作成実務面の負担（とりわけ、新規調査先に対する調査協力依頼）や統計の連続性等との兼ね合いを含め、どのような標本設計が望ましいか検討を進め、来春までに見直し方針を固める予定です。

ロ). 標本の見直し頻度の引上げ

「全国短観」は、従来、母集団となる総務庁「事業所・企業統計調査」の実施に合わせて5年毎に標本（調査対象企業）の見直しを行ってきました。しかし、産業構造が急速に変化していることを考えると、経済実態を把握するという観点から「全国短観」の標本が適切であるかどうかのチェックを従来以上に頻繁に行う必要があると考えられます。総務庁では5年毎の「事業所・企業統計調査」の合間に同調査の簡易な方法による調査を行っており、次回の短観調査見直し以降は、こうした簡易調査も併せて利用することによって、2~3年毎に短観調査の標本の見直しを行う方針です。

ハ). 分社化ルールの見直し

短観調査の対象企業が分社した場合、現行の短観調査では、「分社後、中核となる企業を調査対象企業とし、中核企業以外の企業が同一の層¹²に存在する場合には、当該企業も調査する」として、分社後の企業を幅広く取込むルールを採っています。

¹¹ 大企業 1000人以上

中堅企業..... 300~999人（卸売は100~999人、小売、サービス、リースは50~999人）

中小企業..... 50~299人（卸売は20~99人、小売、サービス、リースは20~49人）

¹² 「全国短観」では、業種別および規模別に118の層に区分しています。

しかし、これまでの分社化の事例に関して、「分社後の企業を幅広く取込む方法（現行ルール）」と「中核となる企業のみを調査する方法」の2つの方法による売上高および設備投資額の母集団推計値への影響度合いを比較したところ、ケースによって結果が異なり、必ずしも現行ルールが最適であるとは言いきれないことが判明しました。

そこで、本年12月短観調査以降は、母集団推計値への影響を最小限に止めるために、『現行ルール（分社後の企業を幅広く取込む方法）』と『中核となる企業のみを調査する方法』の各々について、売上高および設備投資額の母集団推計値に与える影響を試算し、影響が小さい方法を選択する」ことを新たなルールとすることとします。

（3）調査項目に関する見直し

イ）. 調査項目のスクラップ・アンド・ビルド

調査項目の見直しに当たっては、短観調査の目的に照らして、必ずしも調査する必然性がなくなった項目は廃止する一方、産業構造の変化や企業会計制度の変更等を踏まえて調査する必要がある項目を新設するという方針で見直しました。その結果、以下の各項目について新設、廃止する方針ですが、その考え方は次のとおりです（新旧調査項目の対比は、図表2をご覧ください）。

なお、時期を明記していない項目については、次回短観調査見直しのタイミングで対応する方針です。

（新設項目）

ソフトウェア投資額、 設備投資の内訳としての土地購入費、 当期純利益（税引後当期利益）、 資産計、 負債計

（廃止項目）

海外生産高、 海外設備投資額、 資本金および資本準備金、 総売上高の内訳としての国内売上高

ソフトウェア投資額

我が国でも、最近、IT（情報通信技術）関連投資が急速な広がりをみせていますが、統計面では、「93年国民経済計算体系（93SNA）¹³」において、新たに「無形固定資産」の概念が導入され、コンピュータソフトウェアがその対象に含まれたほか、企業会計制度面でも、99/4月以降の事業年度からソフトウェア会計¹⁴が導入され、会計上の勘定科目としてソフトウェア投資額を把握することが可能になっています。

現行の短観調査の設備投資は、「有形固定資産の新規計上額」と定義しており、無形固定資産であるソフトウェア投資は調査の対象となっていませんが、こうした会計制度の変更を踏まえて、来年3月短観調査より、「ソフトウェア投資額（無形固定資産計上ベース）¹⁵」を調査項目として新設し、「ソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した金額¹⁶」の上・下期別の実績および予測値を四半期毎に調査する方針です。

なお、ソフトウェア投資額の全体を把握するためには、無形固定資産計上分に加えて、費用計上分も捉える必要がありますが、現在の会計基準では、これを包括的に捉える勘定科目は存在せず、これを調査することとした場合、報告者負担がかなり大きくなるため、調査項目に追加することは適当ではないと判断しました。

¹³ 経済企画庁作成のGDP統計においては、93年の第27回国連統計委員会において採択された「93SNA」を踏まえて、生産者が1年を超えて生産に使用するソフトウェアのうち、受注開発分について、無形固定資産（従来は中間消費）として扱うように変更されています。

¹⁴ 99/3月に日本公認会計士協会から「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」が出されています。

¹⁵ 具体的には、ソフトウェアの会計基準上、市場販売目的のソフトウェアのうち、「製品マスターの制作原価」、「最初の製品マスター完成後の著しくない機能の改良・強化」、「自社利用のソフトウェアのうち「収益獲得・費用削減が確実な場合」について、無形固定資産計上認められており、短観調査ではこれらを「ソフトウェア投資」として調査する方針です。

¹⁶ ソフトウェア会計を導入していない企業については、法人税法上、無形固定資産（従来の繰延資産）に新規に計上されるソフトウェアを回答してもらうこととします。

設備投資の内訳としての土地購入費

現行の短観調査では、設備投資について、土地の新規購入を含めたベースで調査していますが、次回の短観調査見直しでは、分析ニーズがかなりあることを考慮して、内訳としての土地購入費も調査する方針です。

当期純利益（税引後当期利益）

企業経営の実態把握に当たっては、経常利益と併せて、最終利益についても捉える必要があると考えられるため、次回の短観調査見直しでは、当期利益を調査項目として追加する方針です。その際、キャッシュフローの簡便な把握等分析ニーズを考慮して、税引後の当期利益を調査することが適切であると考えています。

なお、人件費、減価償却費、金融収益、金融費用については、引続き経常損益段階で捉えることとし、特別損益計上分は含めない方針です。

資産計、負債計、資本金および資本準備金

現行の短観調査では、バランスシートの資産、負債および資本勘定の中から、主要項目について、四半期末実績の調査を行っていますが、資産・負債各々の合計値については調査していません。

次回の短観調査見直しでは、資産、負債の全体像を把握することができるように、「資産計」、「負債計」を新たに調査する方針です。なお、「資産計」、「負債計」を調査することに伴い、「資本計」(= 「資産計」 - 「負債計」) の算出が可能になるため、「資本金および資本準備金」は廃止します。

海外生産高、海外設備投資額（いずれも 6、12 月に調査）

現行の短観調査では、海外生産高、海外設備投資額を調査していますが、短観調査の目的は「国内景気（国内 GDP ベース）の実態把握」であること、これらの項目については、通商産業省の「企業動向調査」、「海外事業活動基本調査」において詳しい調査が行われており、重複感が強いことから、次回の短観調査見直しを機に、廃止する方針です。

総売上高の内訳としての国内売上高

現行の短観調査では、卸売業のみを対象に国内売上高を調査していますが、国内売上高については、「『総売上高』 - 『輸出』」¹⁷で把握することが可能であるため、次回の短観調査見直しを機に廃止する方針です。

(金融機関の調査項目の見直し)

金融機関については、現在、「設備投資額(毎調査回)」、「うち土地への投資額(同)」および「機械化投資計画(6、12月調査)」のみ調査していますが、次回の短観調査見直しにおいては、業況判断(DI)のほか、「設備投資」関連、「雇用」関連の判断項目(DI)および事業計画計数を調査する方針です。具体的には、現行の「設備投資額」、「うち土地への投資額」に加え、「業況判断」、「営業用設備判断」、「雇用人員判断」、「ソフトウェア投資額」、「雇用者数(四半期末)」、「うちパート(同)」、「新卒採用者数(6、12月調査)」の調査を新たに始めることとします。なお、このうち、「ソフトウェア投資額」については、他の業種と同様に、来年3月短観調査から調査を開始します。

一方、現在調査している「機械化投資計画」は、次回の短観調査見直し以降、廃止する方針ですが、この内訳項目である「ソフト関連費用」および別枠の「一括委託費用」については、「ソフトウェア投資額」の調査開始(来年3月短観調査)以降¹⁸、廃止します(詳細は、図表3をご覧ください)。

現行短観調査項目

設備投資額、設備投資額のうち土地への投資額、機械化投資計画(「電算センター新增設費用」+「ハード関連費用」+「ソフト関連費用」、「一括委託費用」)

¹⁷ 当該定義には、三国間貿易額を含みます。

¹⁸ 「機械化投資計画」は、6、12月のみの調査であることから、「ソフト関連費用」および「一括委託費用」の廃止は2001年6月調査分からとなります。

(別紙)

「企業短期経済観測調査」の見直し案

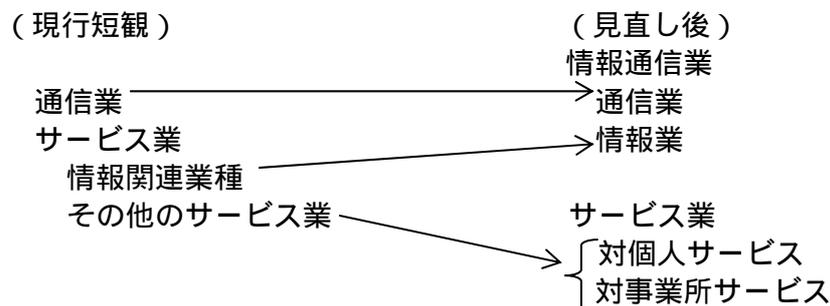
とくに断りのない限り、「全国短観」の次回標本見直しのタイミング(2003年度中)で見直すこととする。

(「全国短観」への一本化、「主要短観」の廃止)

1. 「主要短観」を廃止し、「全国短観」に一本化する。

(業種分類の見直し)

2. 短観調査の業種分類に「情報通信業」を新設する。ユーザーの利便性を考慮して、「サービス業」の内訳として「対個人サービス」、「対事業所サービス」を、「情報通信業」の内訳として「通信業」、「情報業」を新設する。



(調査対象業種の追加)

3. 現行短観調査において調査非対象となっている業種のうち、福祉、教育関連等の業種の一部(「老人福祉事業」、「個人教授所」、「専修学校、各種学校」、「産業廃棄物処理業」等)を調査対象業種に含める。

(金融機関の取扱いの見直し)

4. 金融機関調査については、調査対象範囲や調査項目を拡充し、「全国短観」を補完する標本調査として位置付ける。

5. 調査対象範囲は、現行の「銀行」、「証券会社」、「保険会社」に加え、「信用金庫」、「系統金融機関等」、「貸金業・投資業等非預金信用機関」まで拡充する。これらの業態に属する金融機関を母集団として、「都銀」、「長信銀」、「信託」については、引続き悉皆調査とする一方、それ以外の業態では、総資産を基準とした「層化抽出」により調査対象企業を抽出する。

6. 金融機関調査については、他の業種と同様に、母集団推計値を算出し、実額（母集団推計値）、前年比、前回調査比修正率を公表する。

（本店による「地域別動向」＜地域別集計値＞の公表取止め）

7. 本店（当局）による「地域別動向」（地域別集計値）の公表は取止める。

（母集団の規模区分基準の見直し）

8. 「全国短観」の標本企業を抽出する際の規模区分の基準については、現行の「常用雇用者数」基準から、「資本金」基準に変更することが適当であると考えており、来春までに見直し方針を固める。

（標本の見直し頻度の引上げ）

9. 産業構造が急速に変化していることを踏まえ、短観調査の標本が経済の実態を表しているかどうかのチェックを、現行の5年毎から2~3年毎に短縮する。

（分社化ルールの見直し）

10. 調査対象企業が分社した場合、母集団推計値への影響を最小限に止めるために、「『分社後の企業を幅広く取込む方法（現行ルール）』と『中核となる企業のみを調査する方法』の各々について、売上高および設備投資額の母集団推計値に与える影響を試算し、影響が小さい方法を選択する」ことを新たなルールとし、本年12月調査から適用する。

(調査項目、調査頻度等に関する見直し)

11. 調査項目については、以下の項目について新設・廃止する。なお、ソフトウェア投資額(「ソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した金額」)については、2001年3月調査より調査を開始する。

	新設項目	廃止項目
四半期項目	・資産計 ・負債計	・資本金および資本準備金
年度計画	・当期純利益(税引後) ・設備投資の内訳としての 土地購入費 ・ソフトウェア投資額	・総売上高うち国内
その他		・海外生産高(6、12月のみ) ・海外設備投資額(")
合計項目数	+ 5	- 4

12. 金融機関については、業況判断のほか、「設備投資」関連、「雇用」関連の判断項目、事業計画計数を調査する。

(現行短観)

- ・設備投資額
- ・うち土地への投資額
- ・機械化投資計画
 - 電算センター-新增設費用
 - ハード関連費用
 - ソフト関連費用
 - 一括委託費用

(次回見直し後)

- ・設備投資額
- ・うち土地への投資額
- ・ソフトウェア投資額
- ・雇用者数
- ・うちパート
- ・新卒者採用状況(6、12月のみ)

- ・業況判断
- ・営業用設備判断
- ・雇用人員判断

13. 以下の判断項目について、本年12月調査から名称および記入要領を変更する。

「貴業界の製商品需給」 「貴業界の製商品・サービス需給」

「貴社の製商品価格」 「貴社の販売価格」

14. 「新卒者採用状況」の調査頻度を現在の年 1 回（12 月）から年 2 回（6、12 月）に引き上げる。

以 上

図表1 現行短観調査における非対象業種

		(小分類)
農業・林業・漁業		
電気・ガス・熱供給・水道業のうち		
水道業		
金融・保険業		
サービス業のうち		
その他の生活関連サービス業のうち		
家事サービス業(住込みのもの)		
家事サービス業(住込みでないもの)		
専門サービス業		
協同組合		
廃棄物処理業		
医療業		
保健衛生		
社会保険、社会福祉		
教育		
学術研究機関		
宗教		
政治・経済・文化団体		
その他のサービス業		
外国公務		
公務		
分類不能の産業		
		法律事務所、特許事務所 公証人役場、司法書士事務所 公認会計士事務所、税理士事務所 獣医業 土木建築サービス業 デザイン業 著述家・芸術家業 個人教授所 その他の専門サービス業
		一般廃棄物処理業 産業廃棄物処理業 その他の廃棄物処理業
		社会保険事業団体 福祉事務所 児童福祉事業 老人福祉事業 知的障害・身体障害者福祉事業 更生保護事業 その他の社会保険、社会福祉
		専修学校、各種学校

(注) コシクは「日本標準産業分類」の大分類、シャド-は見直し後の対象業種候補

図表2 調査項目の見直し

シャドー部分は変更点

1. 判断項目

項目	変更点
貴社の業況	
貴業界の製商品需給	貴業界の製商品・サービス需給(名称変更)
貴業界の海外での製商品需給	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「貴業界の実情に応じて、『客入り』、『引き合い』、『荷動き』等もイメージしてご回答下さい」の文言を記入要領に付記。 </div>
貴社の製商品在庫水準	
貴業界製商品の流通在庫水準	
貴社の生産・営業用設備	
貴社の雇用人員	
貴社の資金繰り	
金融機関の貸出態度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「貴社の実情に応じて、『客単価』、『坪単価』、『受注単価』等も念頭にご回答下さい」の文言を記入要領に付記。 </div>
借入金利水準	
貴社の製商品価格	貴社の販売価格 (名称変更)
貴社の仕入価格	

2. 四半期項目

	(現行) 前四半期末実績	見直し後 前四半期末実績
負債	金融機関借入金	(不変)
	C P	"
	社債	"
		負債計(追加)
資本	資本金および 資本準備金	廃止
資産	現金・預金	(不変)
	短期所有有価証券	(不変)
	投資有価証券	(不変)
		資産計(追加)
雇用	雇用者数	(不変)
	うちパート	(不変)

短期所有有価証券と投資有価証券については、2000年度以降の「金融商品に係る会計基準」の導入に伴い、保有目的に応じて計上区分を変更したうえで調査を継続。

「先行き予測に関する判断」は現行どおり。

3. 年度計画

現 行	見直し後
総売上高	(不変)
国内(卸売業のみ)	廃 止
輸出	(不変)
輸出に際しての為替レート 円/ドル	(不変)
材料費(外注加工費を含む)	(不変)
人件費	"
減価償却費	"
営業損益	"
金融収益	"
金融費用	"
経常損益	"
	当期純利益(追加)
設備投資額(有形固定資産計上 [△] -入)	(不変)
	うち土地購入費(追加)
	ソフトウェア投資額(無形固定資産計上 [△] -入) <追加>

4. その他の項目

現 行	見直し後
海外生産高(6月、12月に調査)	廃 止
海外設備投資額(6月、12月に調査)	廃 止
新卒採用者数(12月に調査)	6、12月の年2回調査

図表3 金融機関に対する調査項目

シャド-部分は変更点

現行短観調査の調査項目	見直し後の調査項目
	業況判断
	営業用設備判断
	雇人員判断
設備投資計画(半期へ-ス)	同左
うち土地への投資額(同)	"
	ソフトウェア投資額(半期へ-ス、01/3月調査開始)
	雇業者数(四半期末)
	うちパート数(")
	新卒採用者数(年度へ-ス、6、12月調査のみ)
機械化投資計画(年度へ-ス、6、12月調査)	次回短観調査の見直し時に廃止
電算センター-新增設費用	"
うち土地購入費	"
ハード関連費用・購入	"
" ・賃借	"
基本ソフト・パッケージプログラム・購入	01/6月廃止
" ・賃借	"
アプリケーション・プログラム・内部開発	"
" ・外部開発委託	"
一括委託費用(外数)	"